

## 国民年金だより

## 国民年金保険料の免除などの申請

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納める必要があります。(令和元年度の保険料は月額16,410円です)しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」などの申請が可能です。

保険料免除や猶予になった期間は、年金の受給資格期間(10年間)に算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料免除は保険料を納めたときに比べて1/2(平成21年3月までの免除期間は1/3)になります。

納付猶予については、年金額には含まれません。

## (1) 免除などの申請可能期間と前年所得の関係

免除などでの「年度」は7月から翌年6月までです。また、過去の未納分について免除を申請したい場合には、保険料の納付期限から2年1カ月までさかのぼって申請することもできます。

※例えば令和元年7月に過去の分の免除申請が可能な期間は「平成30年度分、平成29年度分、平成28年度(平成29年6月)」まで申請できます。

※免除は所得の額により判定しますが、令和元年度の所得は平成31年1月1日現在の税の申告による確定額(平成30年中の収入など)によります。

※世帯主や配偶者がいる方は世帯主や配偶者の所得審査がありますので、本人に所得がない場合や少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。

## (2) 失業などの特例免除について

失業などを理由とした免除(特例免除といいます)は前年所得にかかわらず失業した月の前月から免除が受けられます。申請時には失業などの証明書類が必要になります。

令和元年度の免除申請などの受付は7月1日(月)からです

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

## 〈今月の年金相談会〉

【日時】7月10日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】南三陸町役場 1階会議室

※石巻年金事務所へ事前予約が必要です。



## 国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

## 保険証の更新時期です

**国保** 70歳以上の人については、今回送付の保険証から、保険証と高齢受給者証が一体化されます。

**後期** 8月1日から使用する新しい保険証は緑色からオレンジ色に変わります。

※新しい保険証は7月末までに郵送しますので、8月1日以降、病院などにかかるときは新しい保険証を窓口で提示してください。

※郵便転送の期限が切れていないかも一度お確かめください。

※7月31日で期限の切れる保険証などは、8月1日以降に町民税務課または歌津総合支所へお返しください。また、ご自身で処分する場合はお取扱いに十分ご注意ください。

## 国保の限度額認定証などの更新時期です

国保に加入している人が入院や手術などで医療機関を受診するときに、保険証に添えて窓口で提示すると支払い負担が限度額までになります。

現在の認定証は7月31日までの有効期限となっています。必要な方は、8月中に再申請をしてください。

## 国保に加入・脱退するときは届け出を忘れずに！

就職や退職などで国保へ加入・脱退などの手続きはお済ですか？この手続きは本人または家族が届け出をしなければなりません。届け出が遅れるといろいろなトラブルが起こりやすくなりますので、手続きが必要な方は早めに窓口へお越しください。

国保に  
加入するとき

資格喪失証明書  
印鑑  
マイナンバーおよび写真付き身分証明書

【手続きに必要な物】

国保を  
脱退するとき

健康保険の保険証または資格取得証明書  
印鑑  
マイナンバーおよび写真付き身分証明書

☎ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373